

王寺町自治会掲示板設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各自治会内のコミュニティ活動を充実させるため、自治会が設置した掲示板に対する補助金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の要件)

第2条 この要綱の適用を受ける掲示板とは、自治会内での連絡や町から依頼を受けたポスター等の掲示をするためのものでなければならない。ただし、設置後5年未満の再設置については補助しない。

(補助金の額)

第3条 設置に対する補助金の額は、当該設置に係る工事費の2分の1に相当する額（千円未満の額は切り捨てる。）とし、最高10万円とする。

(補助金の交付申請)

第4条 設置に係る補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に対し提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 設置工事に係る見積書

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金交付の決定をするものとする。

(補助金の決定通知)

第6条 町長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定内容を当該補助金の交付を申請した者に対し、補助金交付決定通知書（様式第2号）、により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 設置者が補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を町長に対し提出しなければならない。

- (1) 補助金交付請求書（様式第3号）
- (2) 掲示板設置完成届（様式第4号）
- (3) 領収書の写し
- (4) 竣工写真

(補助金の交付時期)

第8条 町長は、補助金の交付請求があったときは、当該請求に係る書類の審査及び内容を確認し、交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の変更)

第9条 町長は、補助金の交付決定後、設置に変更があったときは、第3条の規定により補助金の額を変更することができる。

(補助金の取消し等)

第10条 町長は、次の各号の一に該当するときは、補助金交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金をその目的以外に使用したとき

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助金交付の決定を取り消したときにおいて、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。